

令和3年度 PPP／PFIに関する支援対象の追加決定について

内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP（Public Private Partnership）／PFI（Private Finance Initiative）を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。

3種類の支援制度について、令和3年3月12日まで募集し、4月14日に支援対象を決定しておりましたが、このたび支援対象を以下のとおり追加決定しましたのでお知らせします。

○ 優先的検討規程運用支援・・・若狭町（福井県）、広陵町（奈良県）

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規定を運用して具体の事業をPPP／PFIにて進捗させる過程を支援します。

なお、今後、追加的な予算執行が可能となった場合には、上記の他の応募要件を満たす案件の中から、支援対象を追加することがあります。

※令和3年4月14日発表の支援対象案件については、以下URLを御参照ください。
(https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r3/r3_index.html)

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室） 佃、神田、片岡
TEL：03-6257-1655